

地域型保育事業の認可及び特定教育・保育施設並びに特定地域型保育事業の利用定員の設定に係る意見聴取について

## 1. 地域型保育事業の認可に対するご意見

現在、守口市では、認可外の保育施設について、待機児童の解消策の一環として市の独自制度である「家庭保育所」制度を設け、市要綱で定める条件を満たす事業者を家庭保育所として指定し、事業者には運営補助を行うとともに、実質の利用者負担額は認可保育所と同水準としています。

本年 4 月に施行されます子ども・子育て支援新制度では、児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項に、これら認可外の保育施設等が行う事業を、次の 4 つの形態に区分して規定し、新たに地域型保育事業として公的な位置付けが強化されました。

### 【地域型保育事業の 4 つの形態】

- (1) 家庭的保育事業（5 人以下の 3 歳未満児を保育するいわゆる「保育ママ」）
- (2) 小規模保育事業（6 人～19 人の 3 歳未満児を保育）
- (3) 居宅訪問型保育事業（原則として 1 対 1 で保育するいわゆる「ベビーシッター」）
- (4) 事業所内保育事業（事業所の従業員の子どもと地域の子どもを併せて保育）

本市では、従来の家庭保育所 5 園と既存の認可外保育施設 3 園の計 8 事業所が平成 27 年 4 月から上記の（2）小規模保育事業の実施を予定しておりますが、これらの施設は市が条例（※ 1）で定める基準を満たすことを条件に、市が行う「認可」と「確認」という手続きを経て新制度に基づく特定地域型保育給付（国や大阪府からの資金も財源として加わります）の給付対象事業所となります。

児童福祉法第 34 条の 15 第 4 項（※ 2）には、市町村による認可に際しては、児童福祉審議会又は児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聞かなければならないと規定されています。（本市には、児童福祉審議会は設置されていません。）

そこで、平成 27 年 4 月 1 日から地域型保育事業を行う意向を示している 8 事業所について、認可の申請がありましたので、申請内容に関する資料を添えて、守口市子ども・子育て会議の意見をお伺いするものでございます。なお、認可につきましては、会議でのご意見を踏まえ、市がその責任において可否を判断いたします。

※ 1：守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可の基準を定める条例（抄）

（[参考資料 1](#)参照）

※ 2：意見聴取の根拠法令 児童福祉法第 34 条の 15 第 4 項（[参考資料 2](#)①参照）

【小規模保育事業（A型、B型、C型）の認可基準】

項 目	認可基準の概要
設備	参考資料1参照（第26条、第29条、第30条）
職員	<p>小規模保育事業A型：保育士</p> <p>小規模保育事業B型：保育士を半数以上、その他は市長が実施又は指定する研修を修了した保育従事者でも可</p> <p>小規模保育事業C型：市長が実施又は指定する研修を修了した</p>
保育時間	1日につき8時間を原則とする。（ただし、5年間の経過措置が市条例に規定されている。）
定員	19人以内
食事の提供	小規模保育事業所内での調理を原則とする。
連携施設	<p>保育が適正かつ確実に実施され、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保すること。</p> <p>（1）集団保育を体験させる機会の設定など、保育内容の支援</p> <p>（2）小規模保育事業所の職員の病気などの際の代替保育の提供</p> <p>（3）卒園後に、連携施設での教育・保育が提供されること</p> <p>ただし、連携施設の確保については、5年間その確保を猶予する規定が市条例に規定されている。（附則第2項）</p>

## 2. 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関するご意見

子ども・子育て支援法では、第31条第1項に規定する市の「確認」を受けた認定こども園、施設給付費の給付を受ける幼稚園、公立幼稚園及び保育所が特定教育・保育施設と位置づけられ、施設型給付費の給付対象とされています。

また、同条第2項には、市による「確認」の際、施設ごとの利用定員を審議会その他合議制の機関又は子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聞いて定めなければならないとされています。(※3) これは、上記2の特定地域型保育事業の場合と同様ですが、特定教育・保育施設の認可・認定は大阪府が行います。

本市におきましては、平成27年4月1日付けで、私立認定こども園11園(私立幼稚園から2園、私立保育所から9園)、保育所が私立2園と公立12園、公立幼稚園の計30施設が特定教育・保育施設となる予定です。

そこで、特定教育・保育施設となる予定の上記30施設について、確認申請に伴う利用定員について、関係資料を添えて、守口市子ども・子育て会議の意見をお伺いするものです。なお、利用定員の設定及び特定教育・保育施設の確認につきましては、会議でのご意見を踏まえ、市がその責任において判断いたします。

※3：意見聴取の根拠法令 子ども・子育て支援法第31条第2項 (参考資料2)②参照

## 3. 特定地域型保育事業の利用定員の設定に対するご意見

市が認可する地域型保育事業は、市が行う「確認」という手続きを経て特定地域型保育事業に位置づけられ、当該事業を行う事業所は特定地域型保育給付の対象事業所となりますが、その「確認」の際には施設ごとの利用定員を、審議会その他合議制の機関又は子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聞いて定めなければならないとされています。(※4)

そこで、平成27年4月1日から地域型保育事業を行う意向を示している8事業所について、認可申請時に利用定員の申出がありましたので、関係資料を添えて、守口市子ども・子育て会議の意見をお聴きするものです。なお、利用定員の設定及び特定地域型保育事業の確認につきましては、会議でのご意見を踏まえ、市がその責任において可否を判断いたします。

※4：意見聴取の根拠法令 子ども・子育て支援法第43条第3項 (参考資料2)③参照